

審査報告

議案審査報告書

一件 議案第七十号 東京自治会館組合の設立について
二 委員会付託月日 昭和四十七年九月二十日（第三回福生市議会定例会）
三 委員会開会月日 昭和四十七年九月二十五日 午前九時
本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年九月二十五日

総務委員会

委員長 田 村 匡 雄

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

審査報告

請願審査報告書

一件 名 請願第六号 交番設置に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十三日 午前九時

昭和四十七年七月二十五日 午前九時

昭和四十七年九月二十五日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ
執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、設置について努力されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年九月二十五日

総務委員会

委員長 田 村 匡 雄

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第七号 雨水溝設置に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年九月二十日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年九月二十二日 午前十時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ
執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、設置について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年九月二十二日

建設委員会

委員長 高 波 忠

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

プレハブ校舎解消問題に関する陳情書

貴職並びに関係各位の御尽力によつて、市内各学校の教育施設も年毎に充実を加え、そこに学ぶ子弟を持つ者として深く感謝しているところでございます。

福生第二中学校も環境整備や校具、教具の整備も益々充実の度を加え特に体育施設などは近隣諸学校を凌ぐ程で、当PTAとして本当に喜びに堪えないところでございます。

然しながら日頃校長先生はじめ諸先生と接し、その御苦労の程を見るにつけても、緊急に解決を要するものとして、又私共も座視出来ないものとして、技術科教室のプレハブ解消問題がございます。

福生市としては、市政施行後の諸施策や、第七小学校、第三中学校の創設等々、多額の費用を要する問題が多々あることと伺つて居りますが、第二中学校の技術科教室は創立以来七年間、悪条件や危険度の高さに堪えて今日まで参りました事情等を御賢察の上早急に善処賜われますよう左記にその現況を付記してお願いする次第でございます。

記

技術科教室は4間×7間のプレハブ二棟を結んで造られ、一棟は木工室として使つて居りますが、工作台十二台を配置すると前後殆ど余裕がない位です。他の一棟を仕切つて金

工室（4間×4間）と機械室（4間×3間）に使つています。

次のような難点がございます。

一、教室が狭過ぎること。

木工室をとつて見ても、五十名近い男子合併組が工作台を囲んで作業に入ると、通る道は全くなく、体と体がぶつかり合う位です。木工室がこの位ですから、その半分の面積のところでは金工をするといつたらそれは大変なものです。

まして機械室で材料を削つたり、穴をあけたりする際生徒の半数はおろか十名位が入室の限度でしょう。

十分作業が出来る位の広さが是非とも必要です。

二、危険度が高く心配であること。

作業する所が狭いということは、それだけでも危険なわけですが、木工室でさえ鋸、ノミ、金鋸など危険を伴う物が扱われます。機械室には電動の削る、掘る、穴をあける等の機械が五台設置してあります。然も一人の教師が五十名近い男子生徒を見ながら創作しなければならぬ状況です。然も電力は二〇〇Vです。プレハブの臨時のものというわけで安全装置も不完全です。

三、暑く・寒く・非衛生的です。

夏の暑い日照にトタン板が焼けて、天井の張つて無いプレハブ教室の焼けこみは大変なもの
ものです。冬は石油ストーブを六個使つても、授業にならない位という。本館の教室に比
べて余りの差があります。生徒の意欲にも学業成績への影響も決して少なくないものと思
われます。

以上素人の見た処を記してみましたが、実際に授業を指導する先生や、其処で授業を受
ける生徒の体験はこれ以上のものがあるものと予想されます。

昭和四十七年九月二十七日

福生市本町八八番地

福生市立福生第二中学校PTA

会長 武 内 幸 三 ㊤

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

陳情書の取下げ願

昭和四十七年六月二日付で提出致しました「議会の議決を要する
契約金額の引き上げに関する陳情書」は都合により取下げいたした
いと思ひますので、よろしくお取り計い下さるようお願い申しあげ
ます。

昭和四十七年九月二十五日

東京都中央区八丁堀二ノ五ノ一

社団法人 東京建設業協会

会長 小 川 耕 一

福生市議会議長

末 次 性 男 殿



閉会中の継続審査申出書

一件 名 陳情第七号地域児童図書館設置に関する陳情書

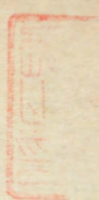
二 付託年月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

本委員会において右事件審査中ですが、今会期中に審査を結了することが困難な
ので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定
により申し出ます。

昭和四十七年九月二十五日

総務委員会
委員長 田 村 匡 雄

福生市議会議長
末 次 性 男 殿





特定事件継続調査事項表

(昭和四十七年九月三十日第三回定例会第二日目)

総務委員会

- 一、第六小学校校舎増築について

建設委員会

- 一、土地買収価格の改訂について
- 二、南公園の整備管理について

厚生委員会

- 一、水道一元化について
- 二、ごみ収集について
- 三、国民健康保険の運営について



決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	発送・庁内・議案・令達	福議 収 第 2 号
保存	1 3 5 10 15 (永)	廃棄	年 月	F・No 4620
取扱上 注意	至急 秘	添付 物	起案	48年 1月 5日
浄書 区分	本 控 計	用 紙	決裁	年 月 日
☐ タイプ ☐ 原・力		☐ 更 級 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	施行	年 月 日
☐ 孔 版		☐ 普通 ☐ 速達 ☐ 書留 ☐ 親展 ☐ 使送 ☐ 携行 ☐ その他	先方 文書	年 月 日付 第 号
☐ 手書複写				年 月 日收受
☐ ペン書				
浄 書 照 合 公 印 施 行 機・管係長	発送 表示	作成	月 日迄	発送 1 月 1 日迄
	完了 表示	作成	月 日了	発送 月 日了
主 起 案 者 係 員 係 長 局 長 委 員 長 副 議 長 議 長				
管 氏 名				
あて先 発信者	市長 石川常太郎 議長 末次性男	合 議 先	総務課長 収入役 助 役 町 長	
注意 事項				
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて別紙のように照会回答報告依頼してよろしいか伺います。 送付します。				



1. 昭和47年11月5日福生市議会臨時会(第15号)



福議発第 二 号

昭和四十八年一月五日

福生市議会議長

未次 佐 男 印

福生市長

石川常太郎 殿

会議録の送付について

昭和四十七年第五回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

Handwriting practice paper with horizontal lines and vertical guides. The page is numbered 5, 10, 15, 20, and 25 on the left margin. The bottom right corner contains the text "25x20=500".